

静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委員会設置要領

(目的)

第1条 総合評価落札方式による競争入札の実施等に関する事項の審査を行うため、静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式による競争入札実施要領第3条の規定に基づく静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 落札者決定基準
- (2) その他、実施方針等委員長が必要と認める事項の審査

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、流域関連市町の下水道担当部課長及び県の職員で構成するものとし、別記1のとおりとする。

- 2 学識経験者に係る委員は、交通基盤部長が委嘱する。
- 3 学識経験者に係る委員の任期は、当該年度末までとする。
- 4 委員長は、学識経験者に係る委員の互選による。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長は、特に専門的な知識を必要とする場合は、委員会に諮って専門家を委員に選任することができる。
- 7 委員は、再任することができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

- 2 委員会は、学識経験者に係る委員の2名かつ委員の過半数の出席で成立するものとし、原則として代理出席は認めない。ただし、委員長が特に認めただけの場合はこの限りではない。
- 3 委員会の会議は、原則として非公開とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、生活排水課及び沼津土木事務所とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要領に定めのない事項)

第7条 この要領に定めのないもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

別記 1

静岡県流域下水道維持管理委託に係る総合評価審査委員会 委員名簿

委員（委員長含む）	学識経験者（2名）
委員	流域関連市町（各処理区1名ずつ）
委員	静岡県建設技術監理センター所長
委員	静岡県交通基盤部都市局長
委員	静岡県交通基盤部都市局生活排水課長